

【2割】

R5.4現在

加算料金（ご利用者の状況等に応じて加算されます。※印はすべて方が該当します。）

項目	金額	内容
※ 初期加算	62 /日	入所後、30日に限り算定
※ サービス提供体制強化加算(III)	13 /日	一定の配置基準を満たした職員配置となっている場合
※ 夜勤職員配置加算	50 /日	夜間帯の職員数が一定の配置基準を満たしている場合
※ 栄養マネジメント強化加算	23 /日	基準以上の管理栄養士を配置し、多職種共同で計画を作成・栄養管理を行い、栄養状態などの情報を厚生省へ提出し、活用している場合
※ 自立支援促進加算	617 /月	医学的評価をもとに多職種が共同で自立支援に係る支援計画を策定・実施し、医学的評価の結果等を厚生省へ提出し、活用している場合
※ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	68 /月	多職種が共同で、継続的にリハビリの質を管理し、内容等の情報を厚生労働省へ提出し、活用している場合
※ 口腔衛生管理加算(II)	206 /月	口腔衛生等の管理に係る計画内容等の情報を厚生労働省へ提出し、活用している場合
※ 科学的介護推進体制加算(II)	124 /月	入所者の心身にかかわる基本的な状況の情報に加えて、疾病、内服情報等も厚生省へ提出した場合
※ 安全対策体制加算	42 /回	研修を受けた担当者の配置、安全対策部門の設置をし、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合
※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	—	介護人材確保のための取り組み。施設サービス費と加算の合計に対し3.9%に相当する単位数
※ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	—	介護人材確保のための更なる取り組み。施設サービス費と加算の合計に対し1.7%に相当する単位数
※ 介護職員等ベースアップ等支援加算	月総単位の0.8%	介護職員等の賃金、待遇改善のための加算。施設サービス費と加算の合計に対し0.8%に相当する単位数

認知症短期集中リハビリテーション実施加算	493 /回	認知症と診断がある方に対し3ヶ月以内に集中的なリハビリを行った場合。週3回限度
療養食加算	13 /食	医師の指示に基づき、療養食を提供した場合。経口移行加算又は経口維持加算の併算定可能
経口移行加算	58 /日	医師の指示に基づき、経管栄養から経口摂取を進めるための栄養管理を行った場合
経口維持加算(Ⅰ)	822 /月	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方に経口による継続的な食事の摂取を進める場合
経口維持加算(Ⅱ)	206 /月	経口での継続的な食事の摂取を支援するための観察、会議に医師、歯科衛生士が加わる場合
排せつ支援加算(Ⅰ)	21 /月	排せつに介助を要する入所者に対し、支援計画の作成・実施、その結果等を厚生省へ提出している場合
排せつ支援加算(Ⅱ)	31 /月	排せつ支援加算(Ⅰ)を算定要件を満たし、状態が改善し、悪化がない又はオムツを使用するから使用しない状態になった場合
排せつ支援加算(Ⅲ)	42 /月	排せつ支援加算(Ⅰ)を算定要件を満たし、状態が改善し、悪化がないかつ、オムツを使用するから使用しない状態になった場合
排せつ支援加算(Ⅳ)	206 /月	排せつに介助を要する入所者に対し、支援計画を作成して支援した場合
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	7 /月	多職種共同で、褥瘡発生を予防するための計画、定期的な評価と管理を実施し、結果等を厚生省へ提出し、活用している場合
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	27 /月	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)を算定要件を満たし、対象者の褥瘡の発生がない場合
褥瘡マネジメント加算(Ⅲ)	21 /月	褥瘡発生を予防するための定期的な評価と管理を実施した場合

\* 上記の金額は、1単位あたり10.27円で計算しております。端数処理により若干の金額の違いが生じることがあります。予めご了承ください。

## 加算料金（ご利用者の状況等に応じて加算されます。）

項目	金額	内容
所定疾患施設療養費（Ⅱ）	986 /日	研修を受けた施設医師が、肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎について投薬、検査、処置を行った場合
緊急時治療管理	1064 /日	救命救急医療が必要な時に緊急的な治療管理として投薬、検査、処置等を行った場合
入所者外泊時費用	744 /日	外泊をした場合、初日と最終日以外を算定
入所者外泊時費用費用(在宅サービスを利用する場合)	1644 /日	居室における外泊時に在宅サービスを利用する場合
ターミナルケア加算（該当日以前31日以上45日以下）	165 /日	医師が医学的判断知見に基づき回復の見込みがないと診断した方について、医師、看護師、介護職員等が共同して、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時説明を行い、同意を得てターミナルケアを行った場合
ターミナルケア加算（該当日以前4日以上30日以下）	329 /日	
ターミナルケア加算（該当日前日及び前々日）	1685 /日	
ターミナルケア加算（該当日当日）	3390 /日	
認知症情報提供加算	719 /回	施設内で認知症の診断が困難な方を文書を添えて特定機関へ紹介を行った場合
地域連携診療情報提供加算	617 /回	地域連携診療計画加算を算定して退院した対象者に対して、計画書に基づき治療等を行い、一定期間内に紹介もとへ診療情報提供書を提出した場合
入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	925 /回	退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合
入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	986 /回	上記に加え生活機能の改善目標を定め、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合
入退所前連携加算(Ⅰ)	1233 /回	入所前又は入所後30日以内に、居宅介護支援事業者と連携し、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めた場合
入退所前連携加算(Ⅱ)	822 /回	居宅介護支援事業者への情報提供と連携して居宅サービスの連携調整を行った場合
試行的退所時指導加算	822 /回	試行的な退所に係る退所時指導を行う場合
老人訪問看護指示加算	617 /回	退所時に医師が診療に基づき、訪問看護の利用が必要であると認め、訪問看護指示書を交付した場合
退所時情報提供加算	1027 /回	退所時に主治医に診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)	206 /回	施設医師が、かかりつけ医同意のもと、変更した薬剤、状態に関して情報提供を行った場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	493 /回	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)を算定し、さらに薬剤情報等を厚生省へ提出、活用している
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	206 /回	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)(Ⅱ)を算定し、入所時6種類以上の内服薬が、退所時1種類以上減薬された場合
再入所時栄養連携加算	411 /回	再入所時に医療機関の管理栄養士と連携し、栄養ケア計画を作成した場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日を限度)	411 /日	認知症の症状が認められ、緊急に入所することが適当と判断された方に施設サービスを提供した場合
認知症ケア加算	157 /日	基準を満たした老人保健施設が、専門的な認知症ケアを行った場合
若年性認知症入所者受入加算	247 /日	若年性認知症入所者に対し、介護保険施設サービスを提供した場合
在宅復帰支援機能加算(Ⅱ)	95 /日	在宅支援が一定の要件を満たした強化型の場合

\* 上記の金額は、1単位あたり10.27円で計算しております。端数処理により若干の金額の違いが生じることがあります。予めご了承ください。